

立正大学 情報セキュリティ基本規程

(目的)

第1条 立正大学(以下「本学」という。)建学の精神に基づく研究活動・教育活動・地域貢献活動を安定的かつ効率的に展開するためには、情報システム環境における情報セキュリティの整備、および本学構成員の情報セキュリティ意識の向上が不可欠である。そうした情報セキュリティの確保を継続的かつ発展的に推し進めるために本規程を定め、本学における情報セキュリティポリシーとして位置付ける。

(基本方針)

第2条 第1条の目的を達するために以下の各号の対策を行う。

- (1) 情報セキュリティ管理体制の構築・維持
- (2) 情報資産の保護
- (3) 情報システムの情報セキュリティの維持および向上
- (4) インシデントへの対処と情報ネットワークの監視
- (5) 監査、点検および情報セキュリティに関わる規約類の改善等

2 前項各号の対策は「立正大学情報セキュリティ対策に関する規程」(以下「対策規程」という。)において定めるものとする。

(義務)

第3条 本学の情報資産を運用、管理または利用する者もしくは部署は、本規程、対策規程その他これらに基づき定められる規約類を遵守する義務を負う。

(罰則)

第4条 本規程、対策規程その他これらに基づき定められる規約類に違反した場合の利用の規制および罰則は、本学が定める就業規則に則って行う他、別に定めるところによる。

(事務主管)

第5条 本規程に関する事務主管部署は総務課とする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、対策規程の定める情報セキュリティ委員会の議を経て、学長が決定するものとする。

2 前項に定めるものの他、この規程の改廃の最終決定は、立正大学学園規約類の制定に関する規程第6条の規定による。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

2 この規程の施行をもって「立正大学情報セキュリティポリシー(平成 20 年 2 月 6 日 学長室会議確認)」を廃止する。

立正大学情報セキュリティ対策に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、立正大学(以下「本学」という。)における情報セキュリティの確保を継続的かつ発展的に推進するため、本学情報セキュリティ基本規程に基づき、情報セキュリティ対策に関する事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において使用する用語の定義は以下の各号の定めるところによる。

(1) 情報資産

情報システムおよび情報システムに記録された情報、ならびに情報を管理する仕組み(情報システムならびにシステムの開発・運用および保守のための資料等)のすべての情報をいう。

(2) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性、および可用性を維持すること。

(3) 情報システム

ハードウェアおよびソフトウェアからなる情報機器、有線または無線のネットワークおよび記録媒体で構成された情報の作成、利用、および管理のための仕組み。

(4) 情報セキュリティポリシー

立正大学情報セキュリティ基本規程をいう。

(5) 対策実施手順

情報セキュリティポリシー実施に関して必要な事項を定めた情報セキュリティ対策実施手順および計画をいう。

(6) インシデント

情報セキュリティに関し、意図的あるいは偶発的に生じる、本学の諸規程または法律に違反する事故もしくは事件をいう。

(7) 個人情報

生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日、個人別に付された番号、または当該個人を識別できる情報をいう。

(8) 利用者

役員、本学就業規則に基づき雇用されている教職員、本学に在籍する院生、学生、および正当な手続きにより情報システムの利用を認められた者をいう。

(9) 部署

本学学園事務組織規程の別表に定められた学部、研究科、研究所、事務部局、事務室等をいう。ただし、立正大学附属中学校、同高等学校を除く。

(対象範囲)

第3条 本規程は以下の各号に定める情報資産を対象とする。

(1) 本学が所有または管理する情報システム、およびこれに接続された情報機器

(2) 本学との契約または協定に基づき提供される情報システム

(3) 第1号または第2号の利用者もしくは利用する部署が、本学の教育、研究その他の業務のために作成または取得した情報で、当該情報システムまたは情報機器に記憶させたもの

(4) 第1号または第2号に定める情報システムに関する計画、構築、運用等の情報処理業務に係る情報で、書面に記載されたもの

第2章 情報セキュリティ管理体制

(最高情報セキュリティ責任者)

第4条 情報セキュリティポリシーに基づく総括的な意思決定及び学内外に対する責任を負う者として最高情報セキュリティ責任者をおく。最高情報セキュリティ責任者は学長指名によるものとする。

(情報セキュリティ実施責任者)

第5条 最高情報セキュリティ責任者を補佐し、情報セキュリティ対策の実施に関し総括的な対応に当たる者として情報セキュリティ実施責任者をおく。情報セキュリティ実施責任者は情報環境基盤センター長をもって充てる。

(情報セキュリティ管理者)

第6条 部署における情報セキュリティの実施に関する権限と責任を有する者として、各部署に情報セキュリティ管理者をおく。情報セキュリティ管理者は各部署の学部長、部長等をもって充てる。

(情報セキュリティ担当者)

第7条 情報セキュリティ管理者を補佐し、部署における情報セキュリティを管理する者として各部署に情報セキュリティ担当者をおく。情報セキュリティ担当者は各部署の学科主任、課長等をもって充てる。

(情報セキュリティ技術管理部署)

第8条 学内における情報セキュリティに関する技術的な管理と運用を行う部署として、情報環境基盤センター情報システム課をもって充てる。

- 2 情報セキュリティ技術管理は各部署の情報セキュリティに関する技術的支援を行う。
- 3 情報セキュリティ技術管理は情報セキュリティ実施責任者が統括する。

(情報セキュリティ委員会)

第9条 情報セキュリティポリシーの実施、監査、点検、改善および策定に関して検討するために情報セキュリティ委員会をおく。

- 2 情報セキュリティ委員会の委員長には最高情報セキュリティ責任者を充て、副委員長には情報セキュリティ実施責任者を充てる。
- 3 委員については立正大学情報セキュリティ委員会規程第3条に定める。

第3章 情報資産の保護

(情報資産の保護)

第10条 情報セキュリティ管理者は、当該部署が管理する情報資産について、適切な格付けと管理を対策実施手順に基づき行う。

第4章 情報システムの情報セキュリティの維持および向上

(情報システムの情報セキュリティの維持および向上)

第11条 本学が所有もしくは管理する情報システムに関わるハードウェア、ファームウェア、およびソフトウェアの設置、運用、更改、廃棄は対策実施手順に基づきこれを行う。

(教育と措置)

第12条 情報セキュリティ委員会は利用者の情報セキュリティ意識向上のための適切な教育を

策定し、情報セキュリティ管理者は当該部署においてそれを実施する。

- 2 情報セキュリティ技術管理部は、情報セキュリティの維持を脅かす事象が発生した場合、利用制限、利用停止、切り離し、改善勧告、再教育等の措置を当該利用者もしくは部署に対して施すものとする。

第5章 インシデントへの対処と情報ネットワークの監視

(インシデントへの対処)

第13条 インシデントへの対処に関して必要な事項は対策実施手順に定める。

(情報ネットワーク監視チーム)

第14条 情報ネットワークの監視と情報ネットワーク上のインシデント対応のため、情報セキュリティ委員会の下に、情報ネットワーク監視チームをおく。

- 2 情報ネットワーク監視チームは、対策実施手順に基づき、情報ネットワークの利用状況を監視するとともに、発生したインシデントを追跡し情報セキュリティ委員会に報告するものとする。
- 3 情報ネットワーク監視チームのメンバーは情報セキュリティ委員会が指名する。
- 4 情報ネットワーク監視チームは情報セキュリティ実施責任者が統括する。
- 5 情報ネットワーク監視チームおよびそのメンバーは、監視によって得た通信の内容もしくは個人情報情報を情報セキュリティ委員会以外の者に伝達してはならない。情報セキュリティ委員会はその情報を適切に扱わなければならない。

第6章 監査、点検および情報セキュリティに関わる規約類の改善等

(報告義務)

第15条 各部署の情報セキュリティ管理者は当該部署における情報セキュリティポリシーの実施状況について点検し、情報セキュリティ委員会に報告するものとする。

- 2 情報セキュリティ技術管理部は情報セキュリティポリシーの実施状況について技術的側面から点検し、情報セキュリティ委員会に報告するものとする。

(監査、点検および情報セキュリティポリシーの改善等)

第16条 情報セキュリティ委員会は、対策実施手順に基づく情報セキュリティポリシーの実施状況を監査・点検し、改善もしくは策定について検討するものとする。

第7章 その他

(事務主管)

第17条 本規程に関する事務主管部署は情報環境基盤センター情報システム課とする。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、情報セキュリティ委員会の議を経て、学長が決定するものとする。

- 2 前項に定めるものの他、この規程の改廃の最終決定は、立正大学学園規約類の制定に関する規程第6条の規定による。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規程の施行をもって「立正大学ネットワーク・システム利用上の情報倫理規程(平成 13 年 9 月 26 日規程第 203 号)」を廃止する。